

湖南衛生組合職員定数条例

(定義)

第1条 湖南衛生組合一般職の職員（非常勤の職を占める職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関しては、この条例の定めるところによる。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

事務職員 3人

- 2 休職者及び公務上の災害又は通勤による災害により、引き続き90日を超える欠勤者（以下「公務災害等による欠勤者」という。）は、定数外とする。
- 3 育児休業者については、定数外とすることができる。
- 4 休職者若しくは育児休業者が復職した場合又は公務災害等による欠勤者が復帰した場合は、1年間に限り定数外とすることができる。